

錦町移住促進住宅取得費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、本町へ移住する者の住宅の新築又は購入に要する経費その他移住に伴い発生する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、錦町補助金等交付規則（平成10年錦町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するものをいう。
- (2) 新築住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日（建築確認検査済証の発行年月日をいう。以下同じ。）から1年以内のもの（居住されたことがあるものを除く。）をいう。
- (3) 中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日から1年以上を経過し、又は居住されたことがあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成30年4月1日以降に本町に転入し、本町の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して過去5年以内に本町の住民基本台帳に記録されたことのないもの
- (2) 平成30年4月1日以降に住宅の新築又は住宅の購入（1親等の親族からの購入を除く。）の契約を締結した者で、転入前住所地の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）に滞納がないもの
- (3) 新築し、又は購入した住宅に、転入後3年を超えて居住しようとする者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織との関与がない者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次の各号に掲げる経費とし、補助金の額（以下「補助額」という。）は当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅の新築に係る経費又は新築住宅の購入経費（土地代金を含む。） 補助対象経費の100分の5以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。
- (2) 中古住宅の購入経費（土地代金を含む。） 補助対象経費の100分の5以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、40万円を限度とす

る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める額を加算した額を補助額とする。

(1) 補助対象者が転入時に18歳未満の扶養する子と同居するもの場合 当該子1人につき3万円

(2) 前項第1号に規定する新築住宅が、町内に事務所を有する法人又は個人事業者との契約による建設又は購入の場合 10万円

3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いたものを補助対象経費とする。

(1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費

(2) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費

(補助金の交付申請)

第5条 前条第1項に規定する補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、錦町移住促進住宅取得費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 申請者の住民票又は戸籍の附票の写しで、本町への転入の日から5年前までの住所地が証明できるもの

(2) 転入前住所地の市町村民税の納税証明書

(3) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(4) 住宅の新築又は購入の契約書の写し

(5) 補助対象住宅の案内図

(6) その他町長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、申請に係る書類を審査のうえ、その適否を決定し、錦町移住促進住宅取得費補助金交付決定・不決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、錦町移住促進住宅取得費等補助事業変更・中止承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、錦町移住促進住宅取得費補助金変更決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、第4条第1項に規定する補助事業が完了したときは、錦町移住促進住宅

取得費補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- (3) 住宅の新築又は購入に係る領収書の写し
- (4) 新築し、又は購入した住宅の全景が分かる写真
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 町長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに報告に係る書類を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、錦町移住促進住宅取得費補助金交付確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、錦町移住促進住宅取得費等補助金請求書（様式第8号）により、町長に請求しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助事業により新築し、又は購入した住宅を当該補助金の交付を受けた日から3年以内に譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき。
- (2) 補助事業により新築し、又は購入した住宅から補助事業者及びその世帯員（平成30年4月1日以降に本町の住民基本台帳に記録された者に限る。）の全部が補助金の交付を受けた日から3年以内に転居したとき。
- (3) この要綱の規定に反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めるとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

錦町移住促進住宅取得費補助金交付申請書

年 月 日

錦町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

錦町移住促進住宅取得費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円 (1,000円未満切り捨て)

2 住宅取得の区分 新築・購入 (いずれかに○印)

3 契約年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 新築工事完了予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 補助金の種類 (該当する項目に○印を記入)

<input type="checkbox"/>	新築又は新築住宅の購入	<input type="checkbox"/>	申請者が18歳未満の扶養する子と同居する者 (転入時)
<input type="checkbox"/>	中古住宅の購入	<input type="checkbox"/>	町内に事務所を有する法人又は個人事業者との契約による建設又は購入

6 転入予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

7 転入予定者

氏名	続柄	年齢	職業	備考
	本人			

8 添付書類

申請者の住民票又は戸籍の附票の写し (本町への転入の日から5年前までの住所地が確認できるもの)

転入前住所地の市町村民税納税証明書 誓約書兼同意書 (様式第2号)

住宅の新築又は購入の契約書の写し 補助対象住宅の案内図

その他町長が特に必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

錦町長 様

住 所
氏 名 印

誓 約 書 兼 同 意 書

錦町移住促進住宅取得費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、同意します。

誓約事項

- 1 錦町移住促進住宅取得費補助金により新築し、又は購入した対象住宅を、本補助金の交付を受けた日から3年以内に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しません。
- 2 錦町移住促進住宅取得費補助金により新築し、又は購入した対象住宅から、申請者及びその世帯員（平成30年4月1日以降に錦町の住民基本台帳に記録された者に限る。）の全部が、本補助金の交付を受けた日から3年以内に転居しません。
- 3 上記の誓約事項に違反し、又は事実と相違することがあったときは、錦町の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

同意事項

上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、担当職員が固定資産税課税台帳及び住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

錦町長 印

錦町移住促進住宅取得費補助金交付決定・不決定通知書

年 月 日付けで申請がありました錦町移住促進住宅取得費補助金について、下記のとおり決定したので、錦町移住促進住宅取得費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 決定区分	交 付 ・ 不交付
2 交付金額	円
3 不交付の理由	

様式第4号(第7条関係)

錦町移住促進住宅取得費補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

錦町長 様

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった錦町移住促進住宅取得費補助金について、下記のとおり申請の内容を変更・中止したいので、錦町移住促進住宅取得費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更・中止の内容
- 2 変更・中止の理由
- 3 添付書類

様式第5号(第7条関係)

錦町移住促進住宅取得費補助金変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

錦町長 印

年 月 日付けで申請のあった錦町移住促進住宅取得費補助金の変更・中止については、下記のとおり決定したので、錦町移住促進住宅取得費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 承認します

(1) 決定の内容

(2) 補助金の額 変更前
変更後

2 承認しません

理由

様式第6号(第8条関係)

錦町移住促進住宅取得費補助金実績報告書

年 月 日

錦町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった錦町移住促進住宅取得費補助事業を下記のとおり実施しました。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 転入年月日 _____ 年 月 日

3 事業費の内訳

総 事 業 費	円
町 補 助 金 額	円
他の補助金及び公的融資額	円

4 添付書類

- 世帯全員の住民票の写し
- 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- 住宅の新築・購入費の領収書の写し
- 住宅の全景が分かる写真
- その他町長が特に必要と認める書類

様式第7号(第9条関係)

指令第 号
年 月 日

様

錦町長 印

錦町移住促進住宅取得費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました錦町移住促進住宅取得費補助金について、下記のとおり確定したので、錦町移住促進住宅取得費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交 付 確 定 額	円
-----------	---

(備考)

錦町移住促進住宅取得費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、錦町移住促進住宅取得費補助金請求書(様式第8号)を提出すること。

様式第8号（第10条関係）

錦町移住促進住宅取得費補助金交付請求書

年 月 日

錦 町 長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった錦町移住促進住宅取得費補助金として、下記の金額を交付されるよう錦町移住促進住宅取得費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

請求額 _____ 円

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店（支所）						
口座の種類・番号	1 普通							
	2 当座							
フリガナ								
口座名義								